

意見陳述書

原告 石丸 キム子

1 はじめに

ウグイスやホトトギスのなき声、せせらぎの音、さわやかな風、緑の木々…ほたるの乱舞、目を瞑って想像してください。川原がどんな所かを…。

これはお金に変えることのできない大切なものです。そして地元住民だけのものでもありません。ほたる祭りに懐かしい料理・ニュー麺や山菜料理を求めて多くの人が来ることや夏になると町内外遠くは長崎市からも川遊びに子供たちが来ることがそのことを物語っています。川原はみんなの宝・財産なのです。

私がこの川原に嫁いで 42 年になります。その頃友人に「ここは山あり、川あり、海ありと自然いっぱいでもとても住みやすい所です」と手紙を書いた記憶があります。

2 解消されない疑問

この静かな日本の原風景と言われる川原に『石木ダム建設が持ち上がったのが 1962 年。55 年・半世紀以上が経っていますがダムはできていません。これこそが石木ダムが不要な証拠です。本当に石木ダムが必要ならもうとっくに完成しているはずです。

素朴な疑問があります。「何で、どうして？半世紀以上経っても建設されていないダムに人生を翻弄されなくてはならないのだろう」。「人口減、経済の右肩下がり、暮らし方の見直しと日本社会の状況が 55 年前とは激変している中、石木ダム建設が見直されないのはどうしてだろう。一般の会社でしたら見直され廃止になっているはず、税金で行われる公共事業、どうして立ち止まって見直されないのだろうか」と。

疑問を解消しようと石木ダム建設の目的である 利水・治水で説明を求めてきました。私達も素人ながら専門家や佐世保市民の方の協力を得て勉強し石木ダムは要らないと確信しました。しかし、長崎県はダム建設に異常なまでに固執しています。それは『石木ダム建設有りき』の検証ではっきりしました。形式ばかりの検証で全く納得がいきませんでしたし、疑問は解消されていません。そればかりか長崎県に対する猜疑心ばかりが残りました。

3 理不尽な長崎県の対応

私達は 55 年の間、長崎県にことごとく騙されてきました。

1972 年長崎県知事と地元住民は「石木川の河川開発調査に関する覚書」で『地元の了解なしではダムは造らない』と約束しています。

1982 年当時の高田知事は『地元住民に連絡なしでは強制測量は行わない』と言いました。

2014 年 7 月 11 日中村知事は川原公民館に来て私達と話をしました。双方の見解は平行線でしたが、中村知事は何度でも会うと約束しました。しかしその後一度も会ってもくれませんし説明もありません。

長崎県は『「説明」は何度もした。聞く耳がないではないか』と言います。彼らの言う「説

明」は人の弱みに付け込んで飲ませ食わせの酒食接待をすることや、補償金の説明なのです。

根拠が十分に説明されていないのに、補償金の話など出来るはずがありません。

長崎県がダム事業を推し進める後ろ盾は 2013 年 9 月に告示された事業認定ですが、そこにも『地元住民の理解を得ること』とだだし書きが付いています。しかし、理解を得る努力は全くしていません。ある職員は「『全員の理解を得よ』とは言っていない」と言う程です。

4 近時の工事の実情について

現在ダム本体工事と繋がる付け替え道路工事が行われていますが、現場は 11 台の監視カメラを設置すると共に、県職員の監視付きで、地域住民の抗議を受けながらの作業が行われています。異常な工事現場です。このような状況でしかできないということ自体、地元住民の理解なしに強硬に工事が行われていることを示しています。

最近では平成 29 年 5 月 22 日に、梅雨で水嵩が増えると予想される時季に、工事現場に大型重機を搬入するためという理由で、石木川の護岸を突然破壊しました。そして、県職員は、「河川管理者は長崎県であるので何の許可も地域住民への説明も要らない」と言い放ちました。適正な手続きを踏まず、周囲への影響も全く考慮せず工事が進められているのです。起業者である長崎県・佐世保市の能力が疑われます。

また、6 月 19 日早朝 3 時頃、付け替え道路の現場事務所建設の為に大型トラックが通行しました。ここを通る県道は地元石木郷と採石組合の間で『公害防止協定』が締結され、大型トラック等は午後 6 時半から翌朝 7 時迄は通行できないことになっています。このような合意を指導し、採石業の許可や行政指導を行っている長崎県自体が、自ら指導して締結された協定を守らないのです。加えて県職員が県道を勝手に交通止めにし、川棚町や住民にも事前に説明をしないで用水路の管理用道路を封鎖しました。

現在、長崎県はなりふり構わず公の立場であるというプライドも脱ぎ捨てて『ダム建設という目的』のために突き進んでいます。ダム建設という目的のためなら手段は選ばない、何でもする権力者のおごりです。

5 工事よりも話し合いをすべき

現場担当の県職員は「出来る所からやる」と言います。しかし、やるべきことをやらずに強引に推し進めたその結果、現在のような混乱が起きているのです。まず長崎県は原点に戻り住民に納得のいく説明をすべきです。何千回、何万回でも説明をして悪いはずはありません。その努力をするのが長崎県の責任であり義務と考えます。それがこの問題を円満に解決する早道です。

「日本国憲法 32 条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。」とあります。現在、事業認定を取り消すことを求める裁判が進行していますが、石木ダム建設のための工事が進んでいます。現実には裁判を受けている間に工事が進み既成事実が積み上げられているのです。これでは何のために裁判を受けているのか分かりません。工事を止

めない限り、裁判を受ける権利が本当に保障されていることにはならないと思います。今すぐにでも工事を差し止めて話し合いをして頂きたいのです。

このままでは『行政代執行』へと繋がります。私達だって長崎県民なのです。長崎県に日本中いや世界中に悪名をとどろかす代執行という愚行をさせたくはありません。司法の場で長崎県に『無駄な公共事業を見直す勇気』、『成熟した大人の日本・長崎県政』へと舵を切るチャンスを与えてください。

6 最後に

私達は多くの事を望んでいる訳ではありません。普通の生活をしたい。ダム建設に翻弄されない普通の生活をしたいのです。田畑を耕し、旅行や趣味を楽しんで静かな余生を送りたい。そして先祖が残してくれた住み慣れた川原に住み続け、この豊かな自然と培われた地域の文化を子や孫に受け継ぎたい、それだけです。

長崎県の工事の強行で、川原のみんなはとても苦しんでいます。工事を止めることだけが地域住民を救う唯一の方法なのです。生きる権利、人権を守ってください。健康で文化的な生活ができるよう一刻も早い工事差し止めを切望します。

2017年7月10日

意見陳述書

原告 松本美智恵

この訴訟の原告は608名で、そのうちの128名は佐世保市民です。石木ダムの最大の目的は佐世保市民のための水源確保だと言われていません。受益者であるはずの私たちが、なぜ石木ダムは要らない、工事は止めてほしいと訴えるのか、その理由を裁判官の皆様にお伝えしたくて、この場にやって参りました。陳述の機会を与えて頂き、心から感謝いたします。

私たちが石木ダムは要らないと思う第1の理由は、いま現在、水に困っていないからです。平成6年～7年にかけて西日本各地を襲った大渇水、あれ以来22年間、佐世保では一度も水不足による断水はおきていません。昨年のもっと猛暑の時期も私たちは炊事、洗濯、お風呂など何不自由なく水を使って暮らしていました。当時県内のダムの貯水率は徐々に減少し、大村市では66%まで下がってしまいましたが、その日、佐世保の貯水率は89%で、県平均の84%をもかなり上回っていました。これでどうして慢性的水不足と言えるのでしょうか？

第2の理由は、将来の水需要です。佐世保市は、今後水需要が急激に増え4万トンの足りなくなると説明してきましたが、現実には増えるどころか減っています。人口が減り続けているので、それはごく当然のことです。日本中どこでも水需要は減少しています。長崎市も以前は本明川ダム建設に利水参画していましたが、水需要減少の現実を受け止めてダム計画から撤退しました。諫早市や長与町、時津町も同様に撤退しました。なぜ佐世保市だけが急増すると言えるのか？根拠のない予測を私たちは信じる事ができません。

第3の理由は、お金の問題です。このように必要性が疑問視されるダムのために莫大な事業費が投じられています。私たち佐世保市民は、ダム建設費だけでなく、関連事業費を含めると合計353億円もの負担を強いられています。その一部は国庫補助金や市の一般会計、つまり私たちの税金から支出されますが、大半は水道局会計つまり水道料金から賄われています。ところが、人口減少に伴い水道料金収入は減少の一途を辿っており、その上、老朽化した施設の更新費用は増える一方です。このような厳しい現実の中で新たなダムを建設することは、水道料金の値上げに繋がります。

生活に欠かせない大事な水、その値上げは生活に困窮している人々にとって死活問題です。今でも全国平均よりもかなり高い佐世保の水をこれ以上高価なものにしないためには、無駄な予算を減らしていかなければなりません。ダムを造る余裕など少しもないはずです。

第4の理由は、漏水対策です。老朽管の更新が全国的に喫緊の課題となっていますが、佐世保市の水道施設は旧海軍から引き継いだ古いものが多く、老朽化は深刻です。耐用年数を越えた水道管の経年化率は、全国平均の約2倍で、それだけ老朽化が進行しています。当然漏水も多く、給水人口20万人以上の水道事業者の中でいつもワースト10に入っています。(平成26年度は99事業者の中で9位)

また、平成27年度の日平均漏水量は9350トで、それは佐世保市民5万人分の生活用水です。年間の漏水量は342万トで、それは山の田ダム6個分に相当します。そして、その漏水した水の給水原価は7億円にも上ります。佐世保市水道局はこんなにも大量の水やお金を日々無駄にしているのです。この無駄を解決しないまま新たなダムを造るのは優先順位が間違っています。まず今やるべきことは漏水を減らすこと。老朽管を更新し、その対策にこそ私たちの水道料金を使ってほしい。心からそう願っています。

第5の理由は人権です。石木ダムを造ることになれば、建設予定地「川原」の人々の生活が破壊されます。清流を守り、先祖代々受け継いだ田畑や文化を守り、自然の恵と共に穏やかに暮らし続けたいというささやかな願いと権利を奪うこととなります。私たちはそのようなことは決して望んでいません。街頭で署名活動などしていると、「地元の人たちを無理やり追い出して造ったダムの水なんて、とてもじゃないけど飲めない！それだけは止めてほしい」という声によく出会います。

裁判長、私たち佐世保市民は、川原の人々の暮らしを破壊し、人権を侵害する加害者にはなりたくありません。私たちはいま有る水で暮らしています！

佐世保市はかつて大変な水不足の時代がありましたが、それが解消されてきたのは、人口減少だけでなく、水道局の皆さんの努力のおかげです。川棚川の豊水水利権の獲得や下ノ原ダムの嵩上げなど様々な対策を積み重ねてこられた賜物です。私たち市民は水道局職員の努力を知っています。感謝しています。しかし、おそらく、それ以上の抜本的な対策は難しいでしょう。なぜならトップが石木ダム有りきの政策に固執しているからです。

平成6年の大渇水の直後、当時の梯佐世保市長は、それまでの水源対策が不十分だったことを悔やみ、そこには県の圧力があつたことを示唆するコメントを平成7年3月31日の朝日新聞に残しています。石木ダム以外の対策を探っていると、県は「石木ダム計画に影響しないように」と釘をさしてきたそうです。つまり、他に水源が確保されると石木ダム不要論につながるので、よけいなことはするなという意味だったのでしょうか。

必要だから造るのではなく、造ること自体が目的になってしまった石木ダム。地権者の人権を奪い、職員には苦勞を押し付け、市民には大きな財政負担を強いる石木ダム。裁判長、これが公共事業と言えるのでしょうか？公共事業は何のために、誰のためにおこなわれるのでしょうか？

この石木ダム工事差止訴訟が、日本の公共事業のあり方を見直す契機となりますように…裁判長はじめ裁判官の皆様の賢明な判決が得られることを信じて、私の意見陳述を終わります。お聞きいただき、ありがとうございました。

2017年7月10日

意見陳述書

原告ら訴訟代理人
弁護士 板 井 優

- 1 先日私たちは、長崎県などの石木ダム建設差し止めを求めて裁判を提起しました。
本日は、その裁判の第1回口頭弁論にあたります。
この機会に、私どもに意見陳述の機会を与えて頂いた裁判所の配慮に心からお礼を申し上げます。
私の意見陳述は、ダム建設問題をどのように考えるのかについてのものであります。
以下、その詳細について申し上げます。
- 2 石木ダム建設事業はいわゆる県営事業として行われます。しかし、その原型は、昭和30年代半ばの特定多目的ダム法にあります。この法律の成立の結果、国営ダムについては建設省（現国土交通省）がその所有・管理者となり、このダムの水を使う者、利水目的でこのダムの水を使う者は建設省に対し、いわゆる使用料を支払うということになりました。
しかし、ここには重大な矛盾があります。すなわち建設省の行う治水目的のためには、理想的にはダムには水を貯めずにカラにして降った大雨を貯める必要があります。しかし、いわゆる利水目的のためには、逆に使用する水をあらかじめダムに貯めておく必要があります。まさに矛盾です。
そのためもあってか、最近熊本県においては、国土交通省（国交省）は治水専用ダムを造ろうとし、熊本市の中心を流れる白川の上流部に計画された立野ダム建設事業ではいわゆる流水型の穴あきダム計画となっています。
- 3 ダムとは、本来的には地価の安い山間部に作った遊水池ということが出来ます。要するに、ダムも河川改修も治水の一方法にしか過ぎません。ところでダムについては、例えば、100年に1回の大雨に備える基本

高水（たかみず）流量という考え方をもとにダムを造ります。こうした基本高水流量を前提にしてのダム造りを「治水安全度」を満たしているとしています。

ここで、理解して欲しいことがあります。例えば、100年に1回の大雨はこの地方では合理的か、という論争があります。しかし、何年に一度かという考え方は、大雨の降る可能性よりも、その地域が何年かに1回の洪水によって損害を受けるということを前提にしています。すなわち、石木ダム事業計画では100年に1回の大雨を想定し、首都圏近くでは150年、200年に1度の大雨を想定しています。しかしながら、自然現象である大雨がその地域の損害額に応じて降るなんてことはありません。

次に、基本高水流量の合理性が議論されています。しかし、この概念は、例えば、何年に1回の大雨であってもこれに対応するダムの強度は安全だという理論に過ぎません。

したがって、想定外の大雨にはダムは対応できないことになります。この点を明確に示したのが、鬼怒川の大水害でした。

しかし、ダムと河川改修は基本的に異なります。

ダム、とりわけ特定多目的ダムなどは、基本高水流量を超える想定外の大雨が降れば、自らを崩壊から守るために緊急放流を致します。そのために、下流は急激に河川水があふれ山が崩れ、人口密集地帯では大洪水になります。

さらに、ダムはダム湖に水を貯める結果、そこに住む魚介類を死滅させるなど自然環境を崩壊させ、田畑や家屋を水に沈め住民の生業を奪います。これらのことは石木ダム建設計画でも指摘されています。加えて、石木ダム建設計画では、毎年行われているホテル祭りも潰されてしまいます。

したがって、ダムではなく、河川改修を究極まで優先すべきであります。ところで、ダム建設事業については、この石木ダム建設事業でも計画後50年以上にもなっています。

ある週刊紙が、かつて行われていた談合で指名され

たゼネコンが当時の九州地方建設局にその旨の書面を出すと公印を押してくれ、福岡市内の銀行でお金を貸してくれたということを報道していました。この貸金の返済のためにはどれだけ時間が経とうともダムを造らなくてはならない、これが、いつまでも古いダム計画が一人歩きする理由だということです。

ここで、利水目的に一言申し上げます。今、この国の人口が2060年に1億人を切り約8674万人になるのが当然の前提にされています。要するに、水需要も大きく減少するのです。にもかかわらず、佐世保市は水需要が増大するとして計画を立て、ダムの必要性を訴えています。要らない水を、水道代を値上げしてまで確保する必要性が本当にあるのでしょうか。

大型公共事業は、行政やゼネコンが決定するのではなく、住民が決定するものではないでしょうか。本来大型公共事業を利用するのは住民であります。その意味で、住民を無視した石木ダム建設計画は明らかに違法であります。

4 では河川改修で問題が解決できるのでしょうか。

熊本では、県知事が、川辺川ダム建設計画について、宝の川球磨川・川辺川について究極的に河川改修を行い、その上でそれ以上の大雨が降ったら命を守るために逃げるしかないと言っています。

前人吉市長は「防災安全度」という言葉でこれを説明しています。究極的に河川改修をしてもそれ以上の大雨が降れば自らの命を守るために逃げる計画を作り上げ、日ごろから訓練を行うことが大事であると強調しています。

最近、国交省は、突然球磨川で1000年に1回の大雨が降ったら甚大な被害が起きる、という推測結果を公表しました。

要するに、防災安全度という考え方を国交省も事実上認めているのです。

5 裁判所におかれては、こうした指摘を踏まえて是非とも公正な判決を下して頂き、「始めにダムありき」行政をチェックして頂きたいと思えます。

以上で、私の意見陳述を終わります。

意見陳述書

2017年7月10日

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 鍋島典子

1 はじめに

現地こうばるでは、いまも、住民の目の前で石木ダム建設のための工事が進められています。この石木ダム建設のための工事は、こうばるの土地をダムの底に沈め、こうばるに住んでいる人々が営んでいる生活を奪う工事です。

長崎県や佐世保市は、この工事によって、債権者らの権利・利益が侵害されることはないと言っているようです。

しかし、これらの工事がこうばるの人々の生活を奪うこと、つまりはその人々の尊厳ある人として生きる権利を奪う工事であることは否定しようのない事実です。

そして、そのような工事を進めることが許されるだけの理由は、この石木ダム建設工事には存在しません。

2 奪われるもの

石木ダム建設が奪おうとしているもの、侵してきたものの一端は、原告石丸キム子さんの意見陳述によりお分かりいただけたと思います。

こうばるではいまでも13世帯の人々が生活をしています。その中には、人生のほとんどをこうばるで過ごして来た方も、これからこうばるの地で人生を歩んでいこうとしている生まれて間もない子どももいま

す。また、就職や仕事で今はこうばるを離れていても、いずれは故郷であるこうばるに戻って生活をしたいと考えている人々もいます。これらの人々は、こうばるの土地で田畑を耕し、子どもを産み育て、生活を営んで来た人々であり、こうばるの土地で生まれ、こうばるの山や川で遊び、学校に通い、この先もこうばるの土地で生活をしたいと思っている人々です。

石木ダム建設工事は、こうばるでまさに現在暮らしている彼らが、先祖代々守り続け、未来につなごうとしているこうばるでの生活そのものをすべて水の底に沈め、根こそぎ奪います。そして、これまで連綿と続いてきたこうばる地区の歴史、その家族の歴史が、突然、消滅させられます。

そこで奪われる権利・利益は、単に田畑や建造物としての居宅といった経済的利益ではなく、人が人として生きていく権利、まさに人格権の侵害です。そして、こと石木ダム工事は、13世帯53名もの人々の生活とそこで築かれている一つの地域社会を消滅させるという、現代の日本社会でも最も特異な工事なのです。

3 石木ダム建設工事が全くの不要な工事であること

被告らは、石木ダム建設事業は、法の定めに則って行われている適法なものであり、原告らの権利侵害も十分に補償されると主張しているようです。

しかし、石木ダム建設工事は全くの不要な工事なのです。相代理人がダム建設問題に関する視点を述べましたが、計画後50年も経ているのに、相変わらず遂行されようとしているダム建設工事の異様さはもとより、利水および治水の面からも石木ダムが不要であることは、石木ダムの受益者である佐世保市民の原告松本さんが述べたとおりであり、今後、この訴訟でもさらに主張するものです。

手続きとして適法に行われていても、その実質すなわち工事の必要性が全くの虚構であれば、そのような建設工事は許されるはずがありません。

4 さいごに

これまでも、空港建設事業やバイパス道路事業、道路拡張事業、河川改修事業などで事業認定の告示がなされた事業は多数存在します。そして、少数ではありますが、土地収用が行われた例も存在します。しかし、この石木ダム事業は、それらの事業と同様に考えることはできません。

あきる野市の圏央道予定地の土地収用や東九州道建設事業、さらには成田空港建設事業においても、これまでは、強制収用が行われる前に住民が任意で明け渡したか、せいぜい1軒の民家が強制収用されたにとどまります。東九州道建設事業では、収用されたのはミカン畑でした。

ですが、石木ダム事業は、13世帯の住民を追い出し、一つの地域社会を消滅させます。昭和26年に土地収用法ができてからこれまで、ただの一度も、社会生活を営んでいる一つの地域を、強制収用という方法によって破壊したことはありません。この異常さを、裁判所にもご理解いただきたいと思います。

この石木ダム建設工事によって得られる利益は全くのゼロであるのに対し、失われるもの・奪われるものが重大な権利利益である。このような場合、日本の司法は、重大な権利侵害であるとして工事の差止を認めてきたはずです。

今日、ここに座っている原告らの生活を守っていただきたいと切に希望し、私の意見陳述を終わります。

以上

平成 年（ ）第 号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 岩下和雄 外

被告 長崎県 外

意見陳述書

平成29年7月10日

長崎地方裁判所佐世保支部 民事部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 魚 住 昭 三

1. 覚書違反

(1) 長崎県は、1962年(昭和37年)、川棚町と地元は無断で、ダム建設を目的として現地調査と測量を行いました。地元住民は直ちに町に抗議し、町もこれを受けて県に抗議し、調査は中止されました。1971年、長崎県は地元川棚町に石木ダム建設のための予備調査を依頼し、説明会が開かれました。

その際、長崎県は、東彼杵郡川棚町長が立会人として、1972年(昭和47年)7月29日に、地元住民代表との間で、「建設の必要性が生じたときは、改めて甲(地元住民)と協議の上、書面による同意を受けた後着手する」との内容を有する、「石木川の河川開発調査に関する覚書」(以下、「本件覚書」という。)を締結しました。

長崎県は、本件覚書が締結されてやっと、ダム建設予定地内十数カ所のボーリング調査、横坑調査、地震探査などが地元住民との衝突もなく実施が可能となりました。

この時、本件覚書の外にも、立会人である川棚町長と地元3部落の総代間で本件覚書の内容を確認する覚書も作成されました。

- (2) このような作成経緯からすれば、本件覚書は、地元住民の激しい反対運動の中、長崎県が石木ダム事業の調査を進めるために、地元住民の調査に対する同意を得る目的で締結されたものです。それ故、本件覚書では、調査の方法、その結果の公表及び建設着工について具体的な定めがなされたのです。本件覚書は、地元3部落の住民を代表する各総代と、長崎県知事との対立する意思表示が合致したものです。したがって、本件覚書作成の経緯及びその記載内容の明確性・具体性からして、本件覚書は、地元3部落と長崎県との間で、石木ダム事業の調査は地元住民の書面による同意の下で行われるべきとの法的拘束力を持たせる意思を持って締結された契約と見るべきです。
- (3) ところが、2009年(平成21年)、長崎県は、地元住民と協議を経ることなく、書面による同意を受けずに、水没予定地に、いまだ十三世帯が残ることを決意して生活している事実を無視し、客観的に合理的な説明を求めてダム建設に反対を続ける地元住民である地権者の土地等を強制収用するため、国に対して土地収用法に基づく事業認定申請を行い、2013年(平成25年)9月6日付けで事業認定がなされたのです。
- (4) したがって、長崎県の行為は、法的拘束力を周する本件覚書に違反したもので違法な行為というべきです。

2. 立憲民主主義の観点

- (1) 日本国憲法は、現代憲法の原則に則り、権力の濫用を抑制し、「すべて国民は、個人として尊重される」と個人の尊厳(憲法13条)を権力の横暴から守ることを目的として、主権が国民に存することを宣言し(憲法前文第1項)、この憲法が民主主義の原理に基づくものであることを確認しています。

すなわち、日本国憲法がとる民主主義は、多数決で決定することに無限定の価値を認める絶対多数決民主主義ではなく、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）があることを認め、政治の決定過程においては、多数決でも奪うことが出来ない個人の権利（基本的人権）を十全に保障する観点から、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないという立憲民主主義を宣言しているものと解すべきです。

(2) この立憲民主主義の観点からすれば、憲法 29 条 1 項における財産権の保障に関しても、法律によれば自由に決定できるものではなく（同条 2 項）、私有財産を公共のために用ひる場合（同条 3 項）でも、すなわち私有財産を強制収用することを認める強制収用制度の手続きにおいても、判断の前提として十分な資料と客観的に合理的な理由に基づき、議論を尽くさなければならないのです。

そして、個人の尊厳を明記する憲法 13 条の下では、私有財産を強制収用する場合、そこで問題とすべき権利ないし利益とは、収用される当該私有財産に止まらず、当該私人の生活から存在までを支えている生活基盤ないし社会的ネットワークという権利ないし利益をも含むものでなければなりません。

(3) そして、公共事業が必要とされる場合には、当事者として不利益を受ける住民には起業者から十分な資料に基づき客観的に合理的な説明を求めることができることが保障されなければなりません。その様な手続きを経ない限り、自分の意に反する不利益を負わされてはならないのです。当事者として不利益を受けべき住民は、起業者から、起業者の主観的に合理的な説明を受ければ足りるとはならないのです。これが、日本国憲法下の民主主義の内容です。

4. まとめ

石木ダム事業においては、当事者たる地権者の書面による同意を得ることなく、地権者の意向を無視して事業が進んできました。そして、地権者が十分な資料に

基づき客観的に合理的な問題提議をしているにもかかわらず，起業者である長崎県は，議論を尽くさず強制収用をしようとしているのです。この様に，客観的に合理的な必要性も説明せず，強制的に当事者たる住民個人の私有財産，生活の基盤を侵害することは，日本国憲法によって立つ立憲民主主義にも反する違憲な行為というしかないのです。

以上